

(様式)

市場化テストの実施に関する回答（事務・事業単位）

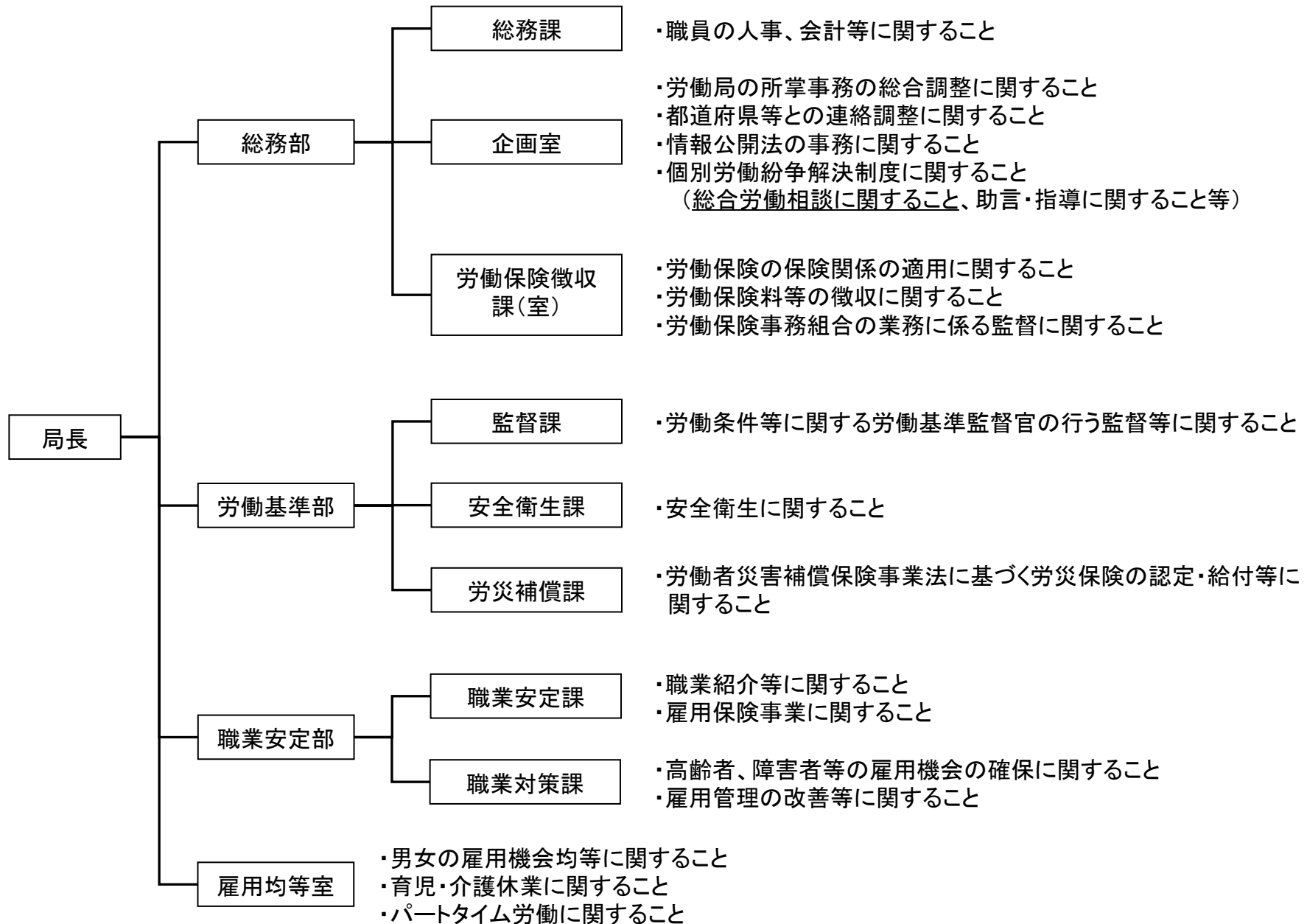
地方出先機関名	都道府県労働局	府省名	厚生労働省
事務・事業名	総合労働相談		
事務・事業の類型 ※ 該当する類型に○印を付けること	1. 施設の管理・運営 2. 研修 3. 国家試験等 ④. 相談 5. 広報・普及啓発 6. 検査検定 7. 徴収 8. 統計調査 9. 公物管理 10. その他		
事務・事業の概要等	個別労働紛争解決促進法に基づき、個別労働紛争の未然防止及び自主的な解決の促進のために、全国の都道府県労働局や主な労働基準監督署等に約 300 箇所の総合労働相談コーナーを設置し、労働問題に関するあらゆる分野の相談をワンストップで受け付けた上で、関係法令等の情報提供により紛争の自主的解決を促進するとともに、労働基準法等の法令違反については、権限のある部署において監督・指導を行うべき事案として対応する等の交通整理を行い、民事上の紛争解決援助の対象とすべき事案については、助言・指導の申出の受付やあっせん申請の受理を行っている。		
事務・事業に係る予算額(20年度)	1,111,155千円		
事務・事業に係る定員(20年度)	労働紛争調整官が個別労働紛争解決制度の運営全般に係る業務の一部として従事している。		
業務量に関連する指標の実績値	平成19年度総合労働相談件数 997,237件		
外部資源の活用状況 (外部委託を実施している場合)			
市場化テストの実施の可否 ※ 該当する方に○印を付けること	1. 可 ②. 否		
市場化テストを実施する場合	1. 入札種別（官民競争入札又は民間競争入札） 2. 入札実施予定時期 3. 事業開始予定時期 4. 契約期間		
市場化テストを実施しない場合の理由	別紙のとおり。		

市場化テストを実施しない場合の理由

以下の理由により、「相談」の業務を民間事業者に委託することはできない。

- 1 総合労働相談の事業における「相談」の業務の位置づけ、性格等は以下のとおりである。
 - (1) 現在、国は全国約300箇所の「総合労働相談コーナー」を設置し、労働問題の専門家である労働紛争調整官及び総合労働相談員があらゆる分野の労働相談をワンストップで受け付け、必要な対応を行っている。
 - (2) さらに、総合労働相談コーナーは、労働相談に関するワンストップの窓口としての機能を有しているが、この機能の一環として、個別労働紛争解決システムにおける「受付」の機能をも有しており、①関係法令等の情報提供により紛争の自主的解決を促進するとともに、②労働基準法等の法令違反については、権限のある部署において監督・指導を行うべき事案として対応し、③民事上の紛争解決援助の対象とすべき事案については、助言・指導の申出の受付やあっせん申請の受理を行うという「交通整理」を行っている。
 - (3) 総合労働相談の内容は、法令・制度等の情報提供により完結するもののみではなく、監督権限の行使や行政指導の実施を求めるもの、民事上の個別労働関係紛争に関するものなどが混在している事案も多く、このような事案に対して上記のような「交通整理」を行うプロセスにおいては、多くの場合において、監督権限を有する部署や行政指導を行うべき部署と連絡調整を行いつつ、業務を遂行する必要がある。
 - (4) また、民事上の個別労働関係紛争の解決手段の一つである「助言・指導」に関しては、労働紛争調整官又は総合労働相談員によって、相談に引き続く一連の対応の中で実施されることが多い状況にある。
- 2 以上のように「相談」の業務は、個別労働紛争解決システムの一環として、監督・指導権限の行使や、助言・指導やあっせんの手法などとの間で事案の態様に応じて密接に連絡調整や連携を行いつつ、一体的に運営されることによって、紛争事案の柔軟かつ効率的に解決が図られているものであり、「相談」の業務のみを委託するなどによって切り離して実施することは、このような個別労働紛争解決システムの基本的な機能を損なうものであり、できない。
- 3 加えて、「相談」の業務は、個別労働紛争解決システムの一環として、「助言・指導」と一連の手続の中で行われること等から、労働問題について高度な専門知識を有する国家公務員により、都道府県労働局長をトップとする都道府県労働局における業務上の指揮命令関係に基づいて実施される必要があるものであり、これを民間事業者に委託することはできない。

都道府県労働局の標準的組織及び主な事務



個別労働紛争解決制度について

1 趣旨

労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」という。）について、あっせんの制度を設けること等により、その実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。

2 概要

（１）都道府県労働局長による情報提供、相談等

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争の未然防止及び自主的な解決の促進のため、労働者又は事業主に対し、情報の提供、相談その他の援助を行う。

（２）都道府県労働局長による助言・指導

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争に関し、当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言又は指導を行うことができる。

（３）紛争調整委員会によるあっせん

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争について、当事者の双方又は一方からあっせんの申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、都道府県労働局に置かれた紛争調整委員会にあっせんを行わせる。

個別労働紛争解決システム

